

弁護士協同組合
弁護士の
つぶやき

三重弁護士協同組合
青年部会



西村 和晃

1 みなさん、はじめまして。四日市で弁護士をしております西村和晃と申します。

突然ですが、みなさんは弁護士の仕事と言えばどういったものを連想するでしょうか。弁護士に馴染みがない方でも、民事裁判や刑事弁護など日常生活の中で耳にするものであれば連想しやすいかと思いますが、実際の弁護士の仕事は、法律が関わる領域全般に及びますので、多くの仕事が存在します。

の中でも日常的に扱う仕事として法律相談の業務があります。

2 法律相談とは、その名のとおり個人や組織の困り事に対して法的助言をする場ですが、困り事を扱う性質上、法律相談の場に持ち込まれる相談は、その時々の世相を反映する傾向があります。その一例として、最近では高齢者の契約トラブルの相談が増加傾向にあるように感じます。

なるほど、総務省統計局が公表している「人口推計」によれば、日本の総人口に占める65歳以上人口の割合は2011年10月1日現在が23.3%であったのに対して2021年10月1日現在が29.1%とこの10年間で5.8%上昇し、同様に75歳以上人口の割合は2011年10月1日現在が11.5%であったのに対して2021年10月1日現在が15.0%とこの10年間で3.5%上昇しており、日本社会の高齢化傾向が急速に進んでいることはこの値からも裏付けられています。

3 高齢者の契約トラブルに話を戻しますが、必要性の乏しいリフォーム契約を締結してしまったことや、詐欺まがいの商品を購入してしまったことなどの相談を最近よく受けます。このような契約トラブルに巻き込まれる要因として、身近に相談できる人や相談できる環境がない、比較対照可能な情報を得にくい、強く頼まれたら断れないなど、様々考えられますが、高齢者はそのような要因を一つ又は複数有していることが推察されます。

このような契約トラブルに対しては、消費者保護法制や民法の一般法理などを用いて契約の無効や解除、取消などを主張して契約関係の巻戻しによる権利救済を図ることが考えられますが、それだけでは十分な対処とならない、すなわち契約関係が存続して契約内容に拘束される場面も多くあります。

そこで、活用できる制度として法定後見制度があります。

4 法定後見制度とは、認知症や知的・精神障害などの影響により判断能力が衰えた方について、行為能力(行為能力とは大雑把に言えば、自分一人で契約などの法律行為を完遂する能力のことです)に制限を加え、本人が単独で法律行為に及ぶことを制限する制度のことです。法定後見制度は、本人の判断能力欠如の程度に応じて、重い方から成年後見、保佐、補助と三類型化されており、それぞれの類型で家庭裁判所によって選任された成年後見人、保佐人、補助人が本人をサポートする制度となります。

詳細は割愛しますが、例えば、成年後見で言えば、本人が単独で行える法律行為は、日常生活に関する行為に限定され、他の法律行為は、成年後見人が本人を代理して行うことになり、万が一本人が単独で契約行為に及んだとしても成年後見人はその契約を取り消すことができます。一方で保佐や補助は、本人の判断能力の衰えの程度に応じて使い分けることになりますが、法律で定める特定の法律行為を行う際に保佐人や補助人の同意を必要とすることで、本人が保佐人や補助人の同意なく特定の法律行為に及んだ場合には、保佐人や補助人はその行為を取り消すことができ、これをもって本人の権利救済を図る制度になります。

5 さらに、最近では任意後見制度も注目されています。これは、本人の判断能力が十分なうちに、将来自身の判断能力が低下したときに備え、本人自身が後見人や後見業務の内容を決めておく制度になります。法定後見制度との最大の違いは、後見人や後見業務の選択といった支援内容の決定に本人の意思が介在することにあります。

ちなみに、後見業務も弁護士の仕事の一つであり、ここからも弁護士の仕事が多岐に渡ることがお分かりいただけると思います。

変化目まぐるしい世の中ですので、弁護士や三重弁護士協同組合青年部会を活用して万全の備えをしていただければと思います。

各種講演及びセミナー講師の派遣など承ります。三重弁護士協同組合 青年部会 TEL:059-228-2232